

真庭市立川東小学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

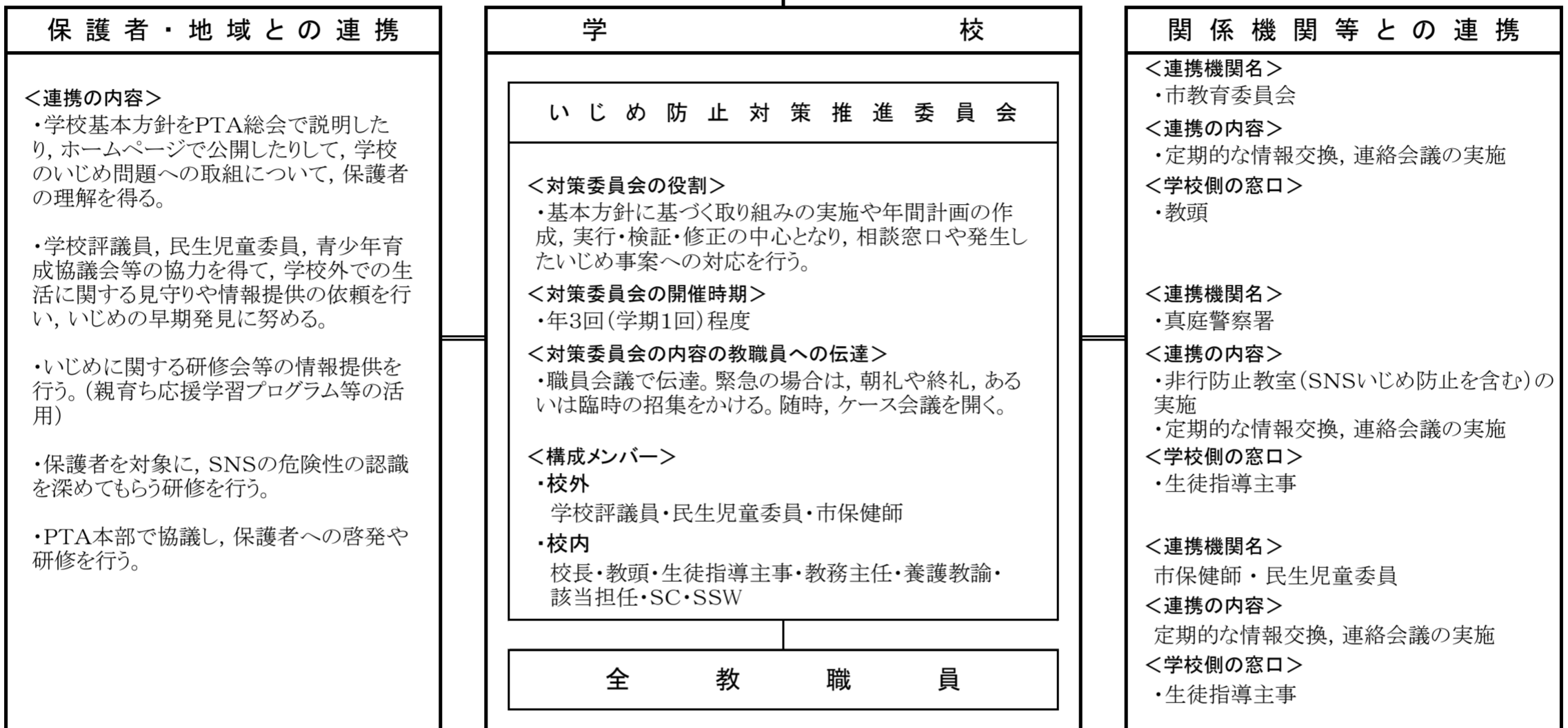
発達段階に相応した友達関係を巡るトラブル、通学班内でのトラブル等は、起きているが、早い段階で保護者や当事者、また周囲の児童や地域の方々から連絡があがり、早期に解決し長期に渡って尾を引くトラブルはない。今後も未然防止の取り組みを、さらに徹底して行い、いじめを生まない学校、学級の風土をつくることが重要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめを積極的に認知し、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

<重点となる取組>

- ・児童がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないという意識をもたせる。また、主体的に改善しようとする力を育成する。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、いじめを生まない土壌づくりをする。
- ・いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ・当該児童の安全を保障するとともに、家庭・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<p>【いじめを生まない土壌づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育や道徳教育を通して、生命尊重の精神や思いやりの心を育て、いじめを許さない人権意識の高揚を図る。 また、学級づくり、全校での人権週間 の取組等を通して、よりよい人間関係づくりを進め、人権を尊重する環境づくりを進める。 ・規律正しい生活態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学習づくりに努める。 ・分かる授業を通して、児童に基礎・基本の定着を図り、授業に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるようにする。 ・縦割り班や仲よし学年の活動等を通して、リーダー性や思いやりの心を育てる。 ・児童のSNS等の利用実態の把握に努め、全学年の児童を対象に情報モラル指導を行う。
②	早期発見	<p>【実態把握と情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が児童と過ごす機会を積極的に設け、日頃から児童の様子を把握する。 ・6月と11月に教育相談週間を設け、いじめに関するアンケートも実施する。児童の生活や思いを把握しいじめの早期発見を図る。 ・「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を活用し、児童の変化を見逃さない。 ・地域や保護者との関わりを大切にし、学校へ情報を報告してもらいやすい体制を作る。 ・職員会議等で定期的に児童の様子について情報交換し、児童の実態を教職員間で共通理解する。 ・小さなことでも、生徒指導担当に報告し、生徒指導担当は管理職に報告することで、多面的に情報をとらえ、対策を考える。
③	いじめへの対処	<p>【情報収集、組織的対応、児童への指導・支援、保護者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員・児童・保護者・地域住民・その他から情報を集め、「いじめ防止対策推進委員会」で指導・支援対策を組む。 また、被害児童及び通報児童の安全を確保し、守り抜くことを最優先にする。 ・被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。 ・加害児童には、いじめは人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係等を十分把握する。 ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめと思ったら誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。 ・関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。 ・いじめの解消については、「いじめの行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に面談等で『心身の苦痛がない』ことを確認すること」の2点に基づいて判断し、必要な見守り等を継続する。